

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

宿泊・衛生専門委員会

第1回宿泊部会

会議資料



湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目次

1	委員名簿	1
2	部会設置要綱	2
3	会議公開方針（案）	4
4	滋賀県情報公開条例第6条	6
5	傍聴要項（案）	8
6	【審議事項】	
	宿泊施設充足対策要項（案）	10
	宿泊施設充足対策要項（素案）にかかる意見照会の結果	13
7	【説明・報告事項】	
	(1) 第1次仮配宿実施結果について	16
	(2) 令和4年度における宿泊業務の取組について	18
	(3) 標準献立の作成について	24
	(4) 環境衛生対策要項（案）	25
	(5) 宿泊・衛生専門委員会および部会の再編成について	29
8	【参考資料】	
	(1) 国民スポーツ大会の概要	34
	(2) 全国障害者スポーツ大会の概要	35
	(3) 開催準備スケジュール	36
	(4) 委員会組織図（R3. 8. 3現在）	37
	(5) 委員会構成図（R3. 8. 3現在）	38
	(6) 開催基本方針（R3. 8. 3改正）	39
	(7) 会場地内定状況（配置図）	41
	(8) 会場地内定状況（全競技）	42
	(9) 宿泊・衛生専門委員会の概要	50
	(10) 宿泊基本方針	53
	(11) 宿泊基本計画	55

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会

宿泊・衛生専門委員会 宿泊部会 委員名簿

(順不同:敬称略)

区分	機関・団体	役職	名前
宿泊・ 観光	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 為夫
	一般社団法人 日本旅行業協会滋賀県地区委員会	委員長	人見 能暢
	一般社団法人 滋賀県旅行業協会	副会長	北川 宏
	公益社団法人 びわこビジターズビューロー (国内誘客部)	副部長	奥野 仁基
食事	公益社団法人 滋賀県栄養士会	会長	澤谷 久枝
	一般社団法人 滋賀県調理師会	理事・相談役	小野寺 和徳
スポーツ	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	競技力向上担当 次長	山本 将
	一般社団法人 滋賀県障害者スポーツ協会	副主幹	吉成 永部
市町関係	滋賀県市長会	事務局長	井上 善治
	滋賀県町村会	事務局長	猪飼 隆幸
県	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課	課長	小竹 茂夫
	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課	課長	酒見 浄
	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	課長	高山 朋子
	滋賀県商工観光労働部観光振興局	副局長	村田 昌弥

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 宿泊・衛生専門委員会部会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程第 5 条の規定に基づき、宿泊・衛生専門委員会（以下「専門委員会」という。）の部会の設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称および付託事項)

第 2 条 部会の名称および専門委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(部会の役員)

第 3 条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、専門委員会委員長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 部会委員の任期は、部会の目的が達成されたときまでとする。ただし、部会委員が就任時の機関、団体等の役職を離れたときは、その部会委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第 5 条 部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 部会は、付託事項の審議結果について、専門委員会に報告するものとする。
- 3 部会は、必要があるときは、部会委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会事務局において行う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 10 日から施行する。

別表（第2条関係）

部会の名称	付託事項
宿泊部会	<ol style="list-style-type: none">1 宿泊要項等に関する事2 配宿計画に関する事3 宿泊施設充足対策に関する事4 宿泊料金に関する事5 その他宿泊に関する事
医事・衛生部会	<ol style="list-style-type: none">1 医療救護対策に関する事2 防疫対策に関する事3 食品衛生対策に関する事4 環境衛生対策に関する事5 その他医事衛生に関する事

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 宿泊・衛生専門委員会 宿泊部会 会議公開方針（案）

第 1 趣旨

この方針は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会宿泊・衛生専門委員会宿泊部会（以下「部会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 部会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、部会長が部会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第 3 会議の開催の通知

部会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

部会の会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）のうちから部会長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、部会長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

- (4) 会議の一部を非公開とする場合、部会長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者および報道関係者に会場からの退席を指示するものとする。

- (5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

- (6) 部会長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

第5 その他

この方針に定めのない事項については、部会長が部会の意見を聴いて必要の都度定めるものとする。

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(一部改正〔平成14年条例45号・15年18号・18年11号・19年34号・26年66号〕)

傍 聴 要 領 (案)

宿泊・衛生専門委員会宿泊部会

宿泊・衛生専門委員会宿泊部会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴の手続

- (1) 宿泊・衛生専門委員会宿泊部会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開会時刻の 20 分前に、会場に設置する受付にお越しください。受付で住所と氏名のご記入をお願いします。
- (2) (1) により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) (1) により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会後は傍聴を許可しません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができます。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、または議事の妨害もしくは他の傍聴者に迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 非公開議題の議事に先立ち、退席の指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2 の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

傍聴について不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

審議事項

第79回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本計画に基づき、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿舎の充足対策およびその実施に関する基本的事項を定める。

2 充足対策

会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）および関係機関・団体等と相互に連絡・調整を図るとともに、各地域の実情を十分に考慮した上で、以下の方法により宿舎の充足対策を実施する。

（1）旅館の客室提供の促進

会場地委員会は、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）を最大限に確保するため、関係団体や個々の旅館に対し、客室提供について協力を依頼する。

また、県委員会および会場地委員会は、学校および民間団体等に対し、宿泊を伴うイベント等の開催時期について配慮を依頼する。

（2）公共施設等の転用

会場地委員会は、宿泊可能な公共施設等（以下「転用施設」という。）を宿舎として利用する場合は、以下により公共施設等の転用を行う。

ア 転用施設の選定基準

会場地委員会は、次の各号に掲げる要件を備えた施設を転用施設として選定する。

- （ア）水道設備が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。
- （イ）入浴施設を有するか、または近隣の公衆浴場等の入浴施設を利用できること。
- （ウ）食事を提供できるか、または近隣の食堂やレストラン等を利用できること。
- （エ）衛生上良好な環境が整備されていること。
- （オ）火災予防上良好な環境が整備されていること。
- （カ）原則として、増改築または修繕を要しないこと。
- （キ）その他、宿泊に著しい支障がないこと。

イ 転用施設における配宿上の留意点

会場地委員会は、次の事項に留意して配宿を行う。

- （ア）配宿の対象は、原則として選手・監督とする。
- （イ）都道府県別チーム単位で1軒、もしくは隣接する地域に配宿することとし、ミーティングの場の提供についても配慮する。

ウ 転用施設利用の留意点

転用施設の利用に当たっては、防疫対策、食品衛生対策、環境衛生対策および安

全対策に努める。

(3) 国スポ民泊の実施

会場地委員会は、民家を宿舎として利用する場合は、原則として以下により国スポ民泊を実施する。

ア 国スポ民泊協力地区の設定

会場地委員会は、複数の民家家庭が一体となって民泊業務を実施する区域として、自治会・町内会などを単位とする国スポ民泊協力地区を設定する。

イ 国スポ民泊協力組織の設置

(ア) 国スポ民泊協力地区に、国スポ民泊家庭への支援をはじめ、食事の提供、地区の環境美化、選手・監督の歓迎・応援等民泊業務を円滑に進めるため国スポ民泊協力組織を設置する。

(イ) 国スポ民泊協力組織と会場地委員会の連携および国スポ民泊協力組織相互の情報交換等を行うため、必要に応じ国スポ民泊推進連絡組織を設置する。

(ウ) 会場地委員会は、国スポ民泊協力組織および国スポ民泊推進連絡組織の設置が円滑に行われるよう指導、助言を行う。

ウ 国スポ民泊依頼の方法

会場地委員会は、国スポ民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、一般家庭に対して国スポ民泊の趣旨を十分説明し、宿舎としての提供を依頼する。

エ 国スポ民泊家庭の選定基準

国スポ民泊家庭の選定は、転用施設の選定基準に準じて行う。

オ 国スポ民泊における配宿上の留意点

会場地委員会は、次の事項に留意して配宿を行う。

(ア) 配宿の対象は、選手・監督とする。

(イ) 国スポ民泊は、競技での公平性を保つため、競技毎または種別毎とする。

(ウ) 配宿の単位は、原則として、1国スポ民泊協力地区に1都道府県チームとする。なお、ミーティングの場の提供についても配慮する。

カ 受入れ体制の推進

会場地委員会は、国スポ民泊協力組織をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、食事の提供、食品の調達、不足寝具の確保および医事衛生等、国スポ民泊家庭の宿泊に係る業務が円滑に行われるように努める。

(4) 広域配宿の実施

会場地委員会は、会場地市町内の旅館等のみでは参加者の宿舎が不足し、近隣市町の旅館等を宿舎として利用する場合（以下「広域配宿」という。）は、以下により広域配宿を行う。

ア 関係機関との協議

広域配宿を希望する会場地委員会は、配宿の可否について、受入れ会場地委員会および県委員会と協議するものとし、県委員会は、広域配宿を希望する会場地委員

会と受入れ会場地委員会間の調整を行い、広域配宿の円滑な実施を図る。

また、会場地委員会において、県内の広域配宿を実施しても参加者の収容が困難な場合は、県外の広域配宿も考慮し、県委員会と協議するものとする。

イ 業務分担および経費負担

広域配宿の実施に伴う参加者の輸送業務等は、広域配宿を希望する会場地委員会が行い、これに要する経費を負担する。

3 その他

この要項に定めるもののほか、参加者の宿舎の充足対策に関して必要な事項は、県委員会と会場地委員会が協議して定める。

第 79 回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項（素案）

にかかる意見照会の結果について

宿泊施設充足対策要項（素案）について、各市町に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出があった。

	市町名	箇所	意見	要項（案）への反映状況
1	草津市	2 充足対策 (1) 4行目	<p>(意見) 県内の学校一律に配慮をお願いするのであれば、各市で行うよりも滋賀県教育委員会から一括して依頼する方が効率的・効果的と考える。</p> <p>(理由) 市内の学校が市内で宿泊を伴うイベントというものは考えにくく、県内での宿泊への配慮ということを目的とした規定であるならば、各市で収まる問題でなく、県全体の視点が必要と考える。</p>	<p>県と市町で連携し、学校等に対して両大会開催時の宿舍の確保への協力を依頼することを予定しているため、「学校および民間団体等に対し」の前に「県委員会および会場地委員会は」を追加します。</p>
2	長浜市	2 充足対策 (4) 広域配宿の実施 ア 関係機関との協議	<p>(意見) 競技会期に関係なく、会場地の配宿を優先すること。 広域配宿を希望する会場地委員会は、配宿の可否について、事前に受け入れ会場地委員会と十分な協議が必要。</p> <p>(理由) 会場地の配宿先に影響が出ないようにするため。</p>	<p>広域配宿を希望する会場地市町は、受入れ会場地委員会および県委員会と配宿の可否について協議し、調整することとしているため、修正しません。</p>

3	長浜市	<p>2 充足対策</p> <p>(4) 広域配宿の実施</p> <p>ア 関係機関との協議</p> <p>4行目「また、」以降</p>	<p>(意見)</p> <p>会場地委員会において、県外の広域配宿を希望する場合は、県委員会と協議するものとする。</p> <p>(理由)</p> <p>県内のみでは収容が困難な場合のみ県外の広域配宿を可能とする表現であるため。</p> <p>(参加者の宿泊環境や交通の利便性等を考慮する必要があるため)</p>	<p>大会の目的や開催基本方針から県内の広域配宿が基本となるため、修正しません。</p>
---	-----	---	--	--

説明・報告事項

第 79 回国民スポーツ大会 第 1 次仮配宿実施結果について

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会の開催に伴う選手・監督および役員等の配宿業務を円滑に遂行するため、会場地市町ごとに仮配宿計画を作成し、宿泊施設の過不足を把握する。

2 方法

- (1) 県は、実施競技別に宿泊予想人数および想定会期を設定する。
- (2) 市町は、(1) を基に市町内の宿泊施設に宿泊予想人数を割り振る(※)。
 - ※実際の配宿では参加区分や部屋タイプ等を考慮して部屋を割り振る必要があるが、第 1 次仮配宿ではこれらを考慮せず、宿泊予想人数を宿泊施設の客室提供可能数に当てはめる。なお、宿泊施設の客室提供可能数は、総客室の概ね 1/2 の客室とする。
- (3) 市町は、宿泊予想人数に対して宿舍の不足が見込まれる場合に、以下の充足対策を検討する。
 - ア 営業宿泊施設の客室提供の促進・・・旅館等に客室提供の協力を依頼すること。
 - イ 公共施設等の転用・・・宿泊可能な公共施設等を宿舍として利用すること。
 - ウ 国スポ民泊の実施・・・民家を宿舍として利用すること。
 - エ 広域配宿の実施・・・会場地市町内の旅館等のみでは参加者の宿舍が不足する場合、近隣市町村の旅館等を利用すること。

3 結果の概要

【会期前】

		5 日前	4 日前	3 日前	2 日前	1 日前	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目
市町数	配宿が必要な	0	2	2	2	3	3	3	3	3	4	3	3	2	3	3
	不足数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	0
宿泊予想人数		0	55	324	357	797	1272	1133	1069	999	741	1997	2602	3027	2201	437
仮配宿人数		0	55	324	357	797	1272	1133	1069	999	741	1603	1820	2172	1407	437
宿舍不足人数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	394	782	855	794	0

- ・ 6 日目～9 日目の 4 日間で宿舍不足が発生する。
- ・ 宿舍不足人数のピークは 8 日目であり、2 市の合計で 855 人分の宿舍が不足する。
- ・ 不足している市町は、宿舍不足分について充足対策を行い、可能な限り会場地市町内で配宿するとしている。

【会期内】

		5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	開 会 式	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目	10 日 目	閉 会 式
市 町 数	充足数	0	7	10	17	10	9	12	13	12	10	8	9	11	13	15	18
	不足数	0	0	0	1	8	9	6	5	7	9	11	10	8	6	4	0
宿泊予想人数		0	36	583	2804	8396	11822	10617	9665	9226	11465	13190	12966	10679	7887	2731	343
仮配宿人数		0	36	583	2615	6745	8266	7728	7003	6810	8199	8949	9239	7871	5939	2324	343
宿舎不足人数		0	0	0	189	1651	3556	2889	2662	2416	3266	4241	3727	2808	1948	407	0

- ・ 2日前～10日目の12日間で宿舎不足が発生する。
- ・ 宿舎不足人数のピークは6日目であり、11市町の合計で4,241人分の宿舎が不足する。
- ・ 仮配宿人数には、参加者の宿泊に適さないと思われるキャンプ場等の施設への配宿も含まれているため、宿泊環境等を考慮した配宿を考えると宿舎不足人数はさらに多くなる。
- ・ 充足対策として、客室提供率アップおよび広域配宿の実施を検討している市町が多かった。一方、公共施設等の転用を検討している市町は少なく、国スポ民泊の実施を検討している市町はなかった。
- ・ 不足している市町の多くは、県内の広域配宿の実施を検討しているが、近隣市町においても不足しており、希望する市町よりも離れた市町への配宿が考えられる。宿舎と競技会場間の輸送を考慮し、県外の広域配宿を検討したいとしている市町もあった。

4 今後の方針

- ・ 県は「宿泊施設充足対策要項」を定め、市町の行う充足対策を支援する。
- ・ 市町は、可能な限り会場地市町内で配宿するため、営業宿泊施設の客室提供の促進を図るとともに、転用施設の調査や国スポ民泊の実施を検討し、宿舎不足の解消に努める。

令和4年度における宿泊業務の取組について

1. 配宿方式の決定

先催県においては、参加者の配宿に個別配宿方式または合同配宿方式を採用している。本県においても、会場地市町との協議により配宿方式を決定する。

(1) 先催県における配宿方式の概要

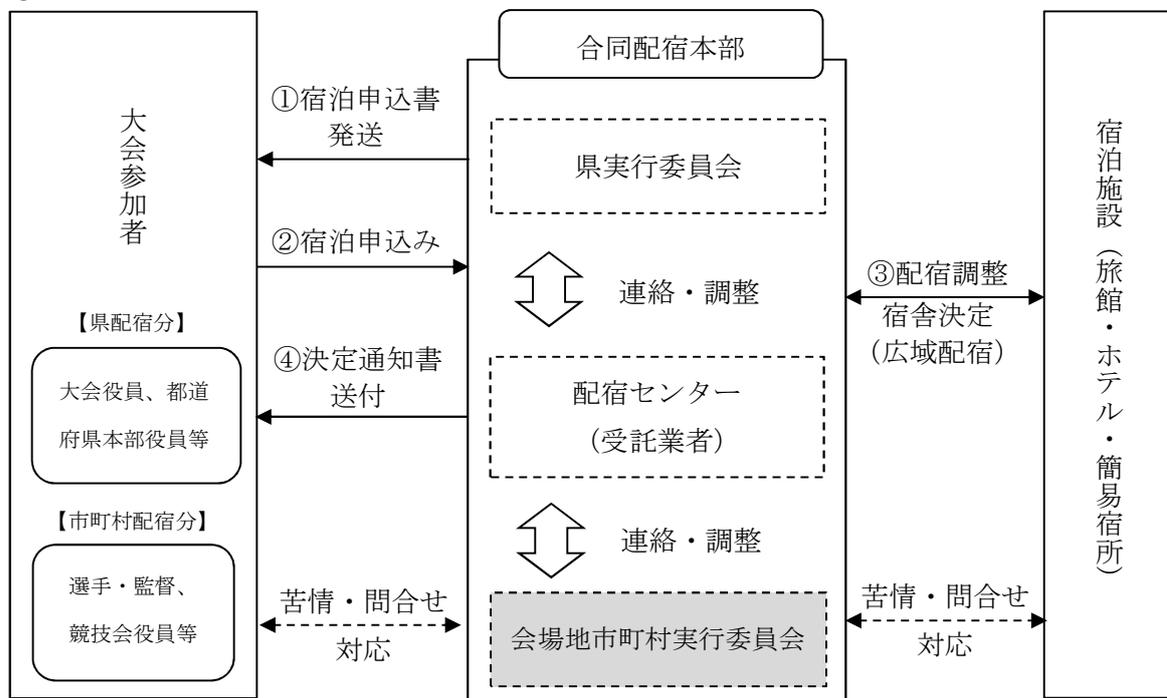
区分		個別配宿方式		合同配宿方式	
配宿方式概要		参加者区別に県および会場地市町村が役割分担して個別に旅行者に業務委託または手作業により配宿		県および会場地市町村が委託経費を分担して共同で旅行者に業務委託する方法により配宿	
先催県の状況(H11以降)		熊本(H11)、高知(H14)		富山(H12)、宮城(H13)、静岡(H15)～栃木(R4)	
1	経費削減効果	×	経費は割高 〔参考〕広島大会経費 県 : 60,000 千円 会場地市町村 : 64,000 千円 計 : 124,000 千円	○	大幅な経費削減が可能 〔参考〕茨城大会経費 県 : 40,667 千円 会場地市町村 : 40,667 千円 計 : 81,334 千円
2	県と会場地市町との連携	×	県と会場地市町村それぞれで業務を行うため、連携は困難	○	合同配宿本部で連携が強化
3	事務処理の的確性	△	市町村の手作業による場合、的確な処理が困難	○	業務委託によりの確で円滑な処理が可能
4	広域配宿への対応	×	広域配宿の調整が困難	○	広域配宿の調整が容易
5	苦情等の処理	×	苦情対応窓口が一本化されず、職員対応による場合もあるため、全体的に苦情等の適切な処理が困難	○	合同配宿本部を窓口旅行者業者対応による適切な対応が可能

(2) スケジュール(予定)

- ・令和4年6月頃 : 配宿方式に係る市町説明会、意向調査
- ・令和4年12月迄 : 会場地市町実行員会の合同配宿業務実施についての同意書提出
- ・令和5年2月頃 : 合同配宿業務実施方針の策定(専門委員会で審議)

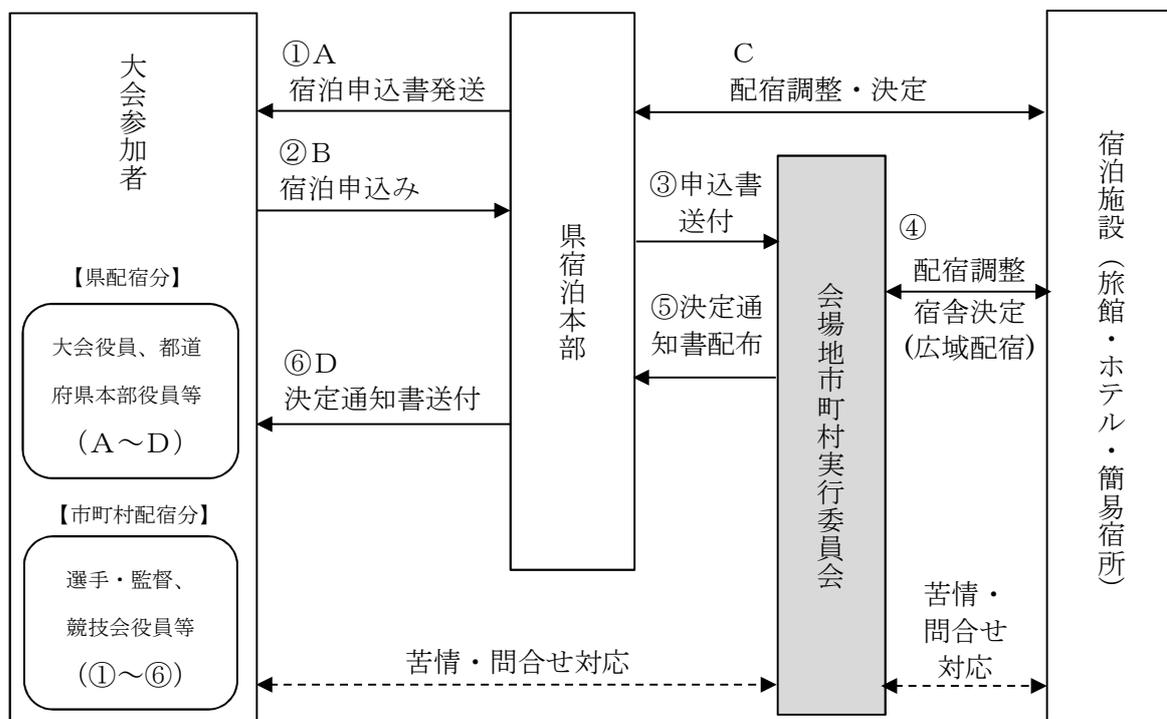
(参考) 配宿方式イメージ図

① 合同配宿方式



※ 県と会場地市町村の配宿業務を一括して実施 (①～④)

② 個別配宿方式



※ 県 (A～D) と会場地市町村 (①～⑥) の配宿業務を個別に実施

2. 宿泊施設データベース等の作成

今後、配宿計画を作成する際の基礎資料とするため、営業宿泊施設の宿泊料金や施設の概要等を調査し、データベースを作成する。

(1) 概要

- ア 実施時期 令和4年夏頃
- イ 対象宿泊施設 配宿が想定される地域の営業宿泊施設
- ウ 実施方法 業務委託
- エ 業務内容

(ア) 宿泊施設調査

- ・ 宿泊料金
- ・ 指定集合地（駐車場の有無等）
- ・ 施設の概要（宿泊施設基礎調査（H30実施）の補完調査およびデータの更新）

(イ) 宿泊施設データベース作成

(ウ) 宿泊料金原案の作成

(エ) 配宿等における課題解決のための支援についての提案

【参考】先催県における調査票雛形（一部抜粋）

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」 宿泊料金調査票											
1 市町名		とちまる市		2 配入日		令和元(2019)年 8 月 8 日					
3 宿泊施設名		とちまる観光ホテル		4 代表者名		栃木 太郎					
5 所在地 (〒 000 - 0000) とちまる市 とちまる町 0丁目 0番地 000番											
6 連絡先		電話番号(代表) 000-000-0000		ファクシミリ番号 000-000-0000		Eメールアドレス totimaruhotel@abc.co.jp					
7 施設区分 <input checked="" type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> ビジネスホテル <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 民宿・ペンション <input type="checkbox"/> 公共宿泊施設 <input type="checkbox"/> 寮・保養所 <input type="checkbox"/> ユースホステル <input type="checkbox"/> その他 ()											
区分	客室形式	タイプ	定員	客室数	平日料金(税別、1名あたり) ※令和4(2022)年10月上旬~中旬を想定した料金			休前日(金・土)料金			
					素泊まり	1泊朝食	1泊2食	素泊まり	1泊朝食	1泊2食	
和室	10畳	5	20	7,000円	8,000円	10,000円	8,000円	9,000円	11,000円		
		12畳	6	15	6,500円	7,500円	9,500円	7,500円	10,500円		
	畳			円	円	円	円	円	円		
	畳			円	円	円	円	円	円		
洋室	シングル	1	10	7,000円	8,000円	10,000円	8,000円	9,000円	11,000円		
		ダブル	1	10	8,000円	9,000円	11,000円	9,000円	12,000円		
	ツイン	2	20	7,500円	8,500円	10,500円	8,500円	11,500円			
	畳			円	円	円	円	円	円		
和洋室	8畳	2台	4	5	10,000円	12,000円	13,000円	12,000円	14,000円		
		畳			円	円	円	円	円		
	畳			円	円	円	円	円			
	畳			円	円	円	円	円			
記入者氏名		榎木 花子		部署・役職		フロントデスク		電話番号(直通)		000-000-0000	

※宿泊料金は、団体宿泊料金の1人分について、冷房費料込、サービス料の別料金をご記入ください。
 ※団体宿泊料金を設定していない場合は個人料金をご記入ください。
 ※ダブルについては通常2名利用ですが、団体では1名換算とさせていただきます。
 ※客室タイプ内で複数の料金設定がある場合は、標準的な料金をご記入ください。
 *調査票回答希望日 8月30日(金)
 【本調査で得た情報は第77回国民体育大会に係る業務以外には使用いたしません】

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」 宿泊施設基礎調査票											
1 市町名		とちまる市		2 配入日		令和元(2019)年 8 月 8 日					
3 宿泊施設名		とちまる観光ホテル		4 代表者名		栃木 太郎					
5 所在地 (〒 000 - 0000) とちまる市 とちまる町 0丁目 0番地 000番											
6 連絡先		電話番号(代表) 000-000-0000		ファクシミリ番号 000-000-0000		Eメールアドレス totimaruhotel@abc.co.jp					
7 施設区分 <input checked="" type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> ビジネスホテル <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 民宿・ペンション <input type="checkbox"/> 公共宿泊施設 <input type="checkbox"/> 寮・保養所 <input type="checkbox"/> ユースホステル <input type="checkbox"/> その他 ()											
8 駐車場	<input checked="" type="checkbox"/> 有	普通車	: 20 台		□ 有料 (円/日)		<input checked="" type="checkbox"/> 無料				
		うち障害者用	: 2 台		□ 有料 (円/日)		<input checked="" type="checkbox"/> 無料				
		大型バス	: 2 台		□ 有料 (円/日)		<input checked="" type="checkbox"/> 無料				
		マイクロバス	: 台		□ 有料 (円/日)		<input type="checkbox"/> 無料				
□ 無		代替駐車場		□ 有		□ 無					
区分	客室形式	タイプ	定員	バストイレ付	バス		バストイレ付	バストイレ付	うち、国体への提供可能室数 (令和4(2022)年10月上旬~中旬を想定して記入願います)		国体 換算人数 (記入不要)
					バス 付	バス 付			バス 付	バス 付	
和室	10畳	5	20	20	100						
		12畳	6	15	90						
	畳										
	畳										
洋室	シングル	1	10	10	10	10					
		ダブル※	1	10	10	10					
	ツイン	2	20	40	10						
	畳										
和洋室	8畳	2台	4	3	12						
		畳									
	畳										
	畳										
小計				35	35	190		15	15	90	
小計				40	40	60	20		20	30	
合計				43	35	78	262	20	15	35	120

※ダブルについては通常2名利用ですが、団体では1名換算とさせていただきます。
 ※客室数のうち、国体参加者に御提供いただける見込みの数を記入願います。
 ※調査票をもって提供をお約束いただくものではありませんので、おおよその見込みで結構です。
 ※2枚目に続きます

3. 宿泊料金（県案）の決定

国スポの宿泊料金は、（公財）日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」に基づき、大会開催の2年前（令和5年度）に同協会との協議により決定される。このため、「宿泊施設データベース等の作成」で実施する調査において、宿泊料金についても調査を行い、その結果に基づき、（公財）日本スポーツ協会に提出する宿泊料金（県案）を決定する。

『国民体育大会開催基準要項第35条第6項』

宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会において決定する。

（1）スケジュール（予定）

- ・令和4年夏頃：営業宿泊施設へ宿泊料金の調査
- ・令和4年12月頃：国スポ宿泊料金原案の検討
- ・令和5年2月頃：国スポ宿泊料金（県案）の決定（宿泊専門委員会で審議）
- ・令和5年6月頃：国スポ宿泊料金の決定（（公財）日本スポーツ協会 国体委員会で審議）

【参考】

先催県における宿泊料金

区分	税率	宿泊料金			
		H30 福井国体		R1 茨城国体	
		1泊2食	素泊まり	1泊2食	素泊まり
営業施設	税抜	4,000円～ 15,000円	2,800円～ 10,500円	3,000円～ 15,000円	2,100円～ 10,500円
	8%	4,400円～ 16,200円	3,100円～ 11,400円	3,240円～ 16,200円	2,268円～ 11,340円
	10%			3,300円～ 16,500円	2,310円～ 11,550円

- （注）
- ・「1泊2食」料金（税抜）は500円刻み
 - ・「素泊まり」料金（税抜）は「1泊2食」料金（税抜）の70%相当（100円未満は切り上げ）

修正版

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊・衛生業務スケジュール(案)

項目	2018年(H30) 7年前	2019年(R元) 6年前	2020年(R2) 5年前	2021年(R3) 4年前	2022年(R4) 3年前	2023年(R5) 2年前	2024年(R6) 1年前	2025年(R7) 開催年
組織	宿泊・衛生専門委員会設置 第1回専門委員会 第2回専門委員会	第3回専門委員会	第4回専門委員会	宿泊新会設置 医事・衛生部会設置 第5回専門委員会	宿泊専門委員会設置 医事・衛生専門委員会設置 馬事衛生専門委員会設置			
日スポ協議事項	宿泊基本方針	宿泊基本計画	宿泊施設充充足対策要項	医療救護要項承認	宿泊料協定	宿泊要項承認	宿泊要項承認	
宿泊・配宿計画	宿泊基礎調査	転用施設検査	第一次仮配宿	合同配宿実施方針 宿泊施設データベース等 作成業務委託	第二次仮配宿	第三次仮配宿	最終仮配宿	
医事・衛生	医事・衛生基本方針	医事・衛生基本計画	医療救護要項(県案)	医療救護要項(県案)	配宿方式決定 配宿業務委託内容検討	配宿業務	配宿センター運営	
標準献立弁当					医療救護実施要領 救護本部・救護所設置計画 医療救護薬品・資材整備計画	衛生講習 食品衛生講習会 環境衛生対策	講習会の実施 弁当提供	
馬事衛生					感染症対策要領 食品衛生対策要領 宿舍衛生対策要領	標準献立 弁当料金決定 弁当調達要項	馬事衛生関係計画 馬事衛生対策実施要領	馬事衛生対策本部 馬診療所、装蹄所等設置

標準献立の作成について

1. 標準献立とは

国スポ・障スポに参加される選手・監督等に栄養面や衛生面に配慮し、かつ開催県らしさを盛り込んだ食事を提供するため、大会期間中に旅館やホテル等の宿泊施設で選手等に提供される食事の参考として作成するものである。

先催県の標準献立では、開催県のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなレシピが紹介されている。

2. 先催県における取組

先催県では、「標準献立作成方針」を策定し、その方針に基づき、県栄養士会等の協力を得て標準献立を作成されている。作成した標準献立は、レシピ集（冊子）として選手・監督が宿泊する宿泊施設等に配付し、提供される食事に活用されている。



< 鹿児島県のレシピ集 >

3. 本県における標準献立の作成

- (1) 標準献立は、県栄養士会等の協力を得て業務委託により作成する。
- (2) メニューは、宿泊施設に協力を依頼し、宿泊施設で提供されている料理を両大会向けにアレンジすることにより作成する。
- (3) 作成した標準献立は、大会HPに掲載し、両大会の参加者だけでなく、広くスポーツに親しんでいる方々に利用していただくために、引き続き県HPに掲載する。
- (4) 県は、事前に滋賀県産の食材やそれを用いたメニューの参考とするために、既に県内で作成されているレシピ集を県の関係課等から収集する。

■標準献立作成スケジュール案

令和4年度 (開催3年前)	<ul style="list-style-type: none"> ● レシピ集照会・収集（庁内担当課あて） ● 「標準献立作成方針」の決定
令和5年度 (開催2年前)	<ul style="list-style-type: none"> ● レシピ集照会・収集（各市町・関係団体等） ● 標準献立作成の委託業務仕様の検討
令和6年度 (開催1年前)	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準献立作成（業務委託）
令和7年度 (開催年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準献立をHPに掲載

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画に基づき、両大会における環境衛生対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、県、会場地市町、関係機関・団体等とともに環境衛生対策を実施する。

3 実施項目

環境衛生対策は、次の事項を実施するものとする。

（1）会場および生活環境の美化

県委員会および会場地委員会は、県、会場地市町、関係機関・団体等の協力を得て、次の事項を実施する。

ア 開・閉会式会場、競技・練習会場（以下「会場」という。）、河川・道路等公共の場所および観光地等の清掃を実施する。

イ ごみの持ち帰りの呼びかけや、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等ごみのポイ捨て防止の徹底およびマナーの向上を図る。

（2）宿舎の衛生対策

保健所等は、県委員会、会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるよう宿舎およびその周辺の衛生的環境の保持に努めるよう指導する。

（3）廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進

県委員会および会場地委員会は、会場等におけるリユース可能な資機材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。

また、会場地の処理体制に応じた分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理とリサイクルを推進する。

（4）衛生害虫等の駆除

会場等の管理者は、関係団体等の協力を得て、必要に応じてねずみ・衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

（5）飲料水の衛生対策

保健所等は、水道事業者等に対し、飲料水の衛生保持のための監視・指導を実施する。

（6）飼い犬等の適正管理

県は、市町等の協力を得て、飼い犬の適正管理指導と野犬等の捕獲に努め、犬による

危害発生の防止を図る。

また、市町は、関係団体の協力を得て、犬の登録および狂犬病予防注射の実施を徹底する。

(7) 受動喫煙防止対策

県委員会および会場地委員会は、会場等に喫煙所を設置する場合は、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

保健所等は、市町等の協力を得て、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 環境衛生対策要項（素案）にかかる意見照会の結果について

環境衛生対策要項（素案）について、県の医事・衛生担当課、各市町、開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会委員に意見を照会したところ、以下のとおり意見の提出があった。

	意見提出者	箇所	意見	要項（案）への反映状況
1	循環社会推進課	3（1） 会場および生活環境の美化	（原文） イ <u>不法投棄</u> や空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等ごみのポイ捨て防止の徹底およびマナーの向上を図る。 →（修正案） イ <u>ごみの持ち帰りの呼びかけ</u> や、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等ごみのポイ捨て防止の徹底およびマナーの向上を図る。	意見のとおり修正する。
2	生活衛生課	3（4） 衛生害虫等の駆除	・本文中「保健所」を「関係団体」に改める。 （理由：保健所では衛生害虫の駆除業務は行っていないため。）	意見のとおり修正する。
3	生活衛生課	3（6） 動物の適正管理	・項目名を「（6）飼い犬等の適正管理」に改める。 （理由：飼い犬および野犬対策に関する項目であるため。） ・本文中「保健所等」を「県」に改める。 （理由：動物保護管理センター所管事項に関する記載であるため。）	意見のとおり修正する。
4	草津市	3（4） 衛生害虫等の駆除	（4）衛生害虫等の駆除 市町は、関係団体等の協力を得て、必要に応じてねずみ・衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。 ⇒市町は～という書き方のため、会場地委員会の業務ではなく、市町担当課の業務と考えられる。 また、本市では衛生害虫等の駆除についての情報提供は行っているが、直接駆除は行っていない。 そのため、会場地委員会以外の担当課の業務を要項に記載するのは疑問を感じる。	意見を受けて、次のとおり修正する。 （4）衛生害虫等の駆除 <u>会場等の管理者は</u> 、関係団体等の協力を得て、必要に応じてねずみ・衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

	意見提出者	箇所	意見	要項（案）への反映状況
5	草津市	3（6） 飼い犬等の適正管理	<p>（6）飼い犬等の適正管理</p> <p>また、市町は、関係団体の協力を得て、犬の登録および狂犬病予防注射の実施を徹底する。</p> <p>⇒市町は～という書き方のため、会場地委員会の業務ではなく、市町担当課の業務と考えられる。</p> <p>また、本市では狂犬病予防法に基づく犬の登録率および狂犬病予防注射の接種率向上に資する事業は行っているが、そもそも狂犬病予防注射の実施主体は獣医師であり、市町ではない。</p> <p>そのため、会場地委員会以外の担当課の業務を要項に記載するのは疑問を感じる。</p>	<p>修正しない。</p> <p>（理由）</p> <p>予防注射は獣医師が行うが、注射後、注射済票を犬の所有者に交付するのは、各市町である。犬の登録および予防注射の実施を犬の所有者に周知し、獣医師等の関係団体の協力を得て、注射後に注射済票を交付するまで、予防注射の実施を徹底するという一連の業務は、各市町の担当課が担っている。</p>

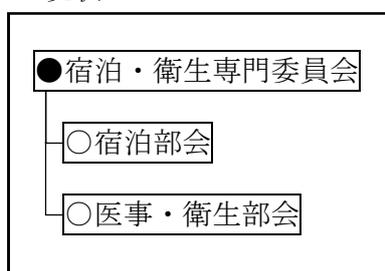
宿泊・衛生専門委員会および部会の再編成について

1. 目的

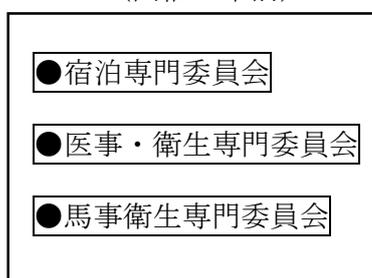
新型コロナウイルス感染症の影響で、今後、両大会の運営方法は一部変わっていくことが想定される。このことから、宿泊、医事および衛生分野の諸対策について、先催県から情報収集を行い、With コロナ/After コロナの運営方法を検討していく必要がある。そこで、より専門的に検討していくため、宿泊・衛生専門委員会および部会を3つの専門委員会に再編成する。

2. 再編成案

<現状>



<R 4（開催3年前）～>



3. 専門委員会設置規程 改正案

宿泊・衛生専門委員会および部会を再編成するため、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程」を別紙のとおり改正する。

4. スケジュール

- R 4. 1月：宿泊・衛生専門委員会（宿泊施設充足対策要項（案）・医療救護要項（案）・防疫対策要項（案）・食品衛生対策要項（案）・環境衛生対策要項（案）の審議、第1次仮配宿実施結果の報告、専門委員会・部会の再編成の説明）
 2月：常任委員会（専門委員会設置規程の改正（案）の審議）

11月	12月	1月	2月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊部会 ・ 医事・衛生部会 		<ul style="list-style-type: none"> 宿泊・衛生専門委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会

5. 委員構成（予定）

①宿泊専門委員会

区分	機関・団体名
宿泊・観光	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合
	日本旅行業協会滋賀県地区委員会
	滋賀県旅行業協会
	びわこビジターズビューロー
食事	滋賀県栄養士会
	滋賀県調理師会
スポーツ	滋賀県スポーツ協会
	滋賀県障害者スポーツ協会
市町	滋賀県市長会
	滋賀県町村会
県	循環社会推進課
	障害福祉課
	生活衛生課
	観光振興局

②医事・衛生専門委員会

区分	機関・団体名
医療救護	滋賀県医師会
	滋賀県歯科医師会
	滋賀県薬剤師会
	滋賀県看護協会
	滋賀県病院協会
	日本赤十字社 滋賀県支部
食品・衛生	滋賀県食品衛生協会
	滋賀県保健所長会
県	医療政策課
	感染症対策課
	薬務課
	生活衛生課

③馬事衛生専門委員会

滋賀県獣医師会および滋賀県畜産課以外の委員は検討中

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程 新旧対照表

改正前				改正後			
種類	付託事項	委任事項		種類	付託事項	委任事項	
<p>本則および附則 省略 別表 (第2条関係)</p>							
<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程</p>	<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程</p>			<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程</p>			
<p>本則および附則 省略 別表 (第2条関係)</p>							
<p>種類 省略</p>	<p>付託事項</p>	<p>委任事項</p>		<p>種類 省略</p>	<p>付託事項</p>	<p>委任事項</p>	
<p>全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会</p>	<p>省略</p>			<p>全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会</p>	<p>省略</p>		
<p>宿泊・衛生 専門委員会</p>	<p>1 <u>宿泊の基本的事項に 関すること。</u> 2 <u>医事・衛生の基本的事 項に関すること。</u> 3 <u>その他宿泊および医 事・衛生に係る重要な事 項に関すること。</u></p>	<p>1 <u>宿泊業務に関するこ と。</u> 2 <u>標準献立および食品調 達に関すること。</u> 3 <u>医療救護および防疫に 関すること。</u> 4 <u>食品衛生および環境衛 生に関すること。</u> 5 <u>馬事衛生に関するこ と。</u> 6 <u>その他宿泊および医事 衛生に関すること。</u></p>		<p>(削除)</p>			

(新設)		<p>宿泊専門委員会</p> <p>1 宿泊の基本的事項に関すること。 2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立および食品調達に関すること。 3 その他宿泊に関すること。</p>
	(新設)	<p>医事・衛生専門委員会</p> <p>1 医事・衛生の基本的事項に関すること。 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 医療救護および防疫に関すること。 2 食品衛生および環境衛生に関すること。 3 その他医事・衛生に関すること。</p>
	(新設)	<p>馬事衛生専門委員会</p> <p>輸送・交通専門委員会 省略</p>	<p>1 馬事衛生に関すること。</p>

參考資料

国民スポーツ大会の概要

1 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 大会名称

現在、「国民体育大会（国体）」の名称で開催されているが、令和6年（2024年）大会以降、「国民スポーツ大会（国スポ）」に名称が変更される。

3 性格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 主催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、文部科学省および開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体および会場地市町村を含めたものとする。

5 開催時期・会期

9月中旬～10月中旬の11日間以内

※大会会期は、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

6 実施予定競技

滋賀県で開催する第79回国民スポーツ大会における実施競技については、下記のとおり。

<正式競技> (37競技)

●毎年実施競技 (36競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

●隔年実施競技 (1競技)

ボクシング *クレール射撃 (滋賀県未実施)

<特別競技> (1競技)

高等学校野球 (硬式および軟式)

<公開競技> (7競技)

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

<デモンストラレーションスポーツ> (開催県民を対象に開催県にて種目決定)

スポーツ拳法、ウォーキング、ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢、スローイングビンゴ、スポーツチャンバラ、ソフトバレーボール、里湖を地域で結ぶウォーキング、スリースマイルゴルフ、百人一首競技かるた、ラジオ体操第3 (初代・二代目)、ユニカール、ビリヤード、カラーリング、スポーツ鬼ごっこ、キンボール、フットサル、ユニホック

全国障害者スポーツ大会の概要

1 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 主催

全国大会の主催者は、文部科学省、公益財団法人日本パラスポーツ協会ならびに開催地都道府県・指定都市および開催地市町村とし、必要に応じてその他の関係団体を加えることができる。なお、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

3 大会開催の基本方針

- (1) 全国大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- (2) 全国大会は、毎年実施される国民スポーツ大会（本大会）の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- (3) 全国大会における競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体等が主管する。
- (4) 全国大会における実施競技・種目は別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」（以下「競技規則」という。）による。
- (5) 全国大会における競技施設は、原則として、国民スポーツ大会（本大会）の会場を使用する。

4 開催時期の決定

開催時期は、開催地主催者が開催の概ね3年前までに、主催者と協議のうえ決定する。

5 実施競技

実施競技は、競技規則に定められた個人競技および団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。

なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。

<正式競技> (14競技)

〔個人競技〕 7 競技

陸上競技(身、知)、水泳(身、知)、アーチェリー(身)、卓球(身、知、精)・サウンドテーブルテニス(身)、フライングディスク(身、知)、ボウリング(知)、ボッチャ(身)

※ボッチャは2021三重から追加

〔団体競技〕 7 競技

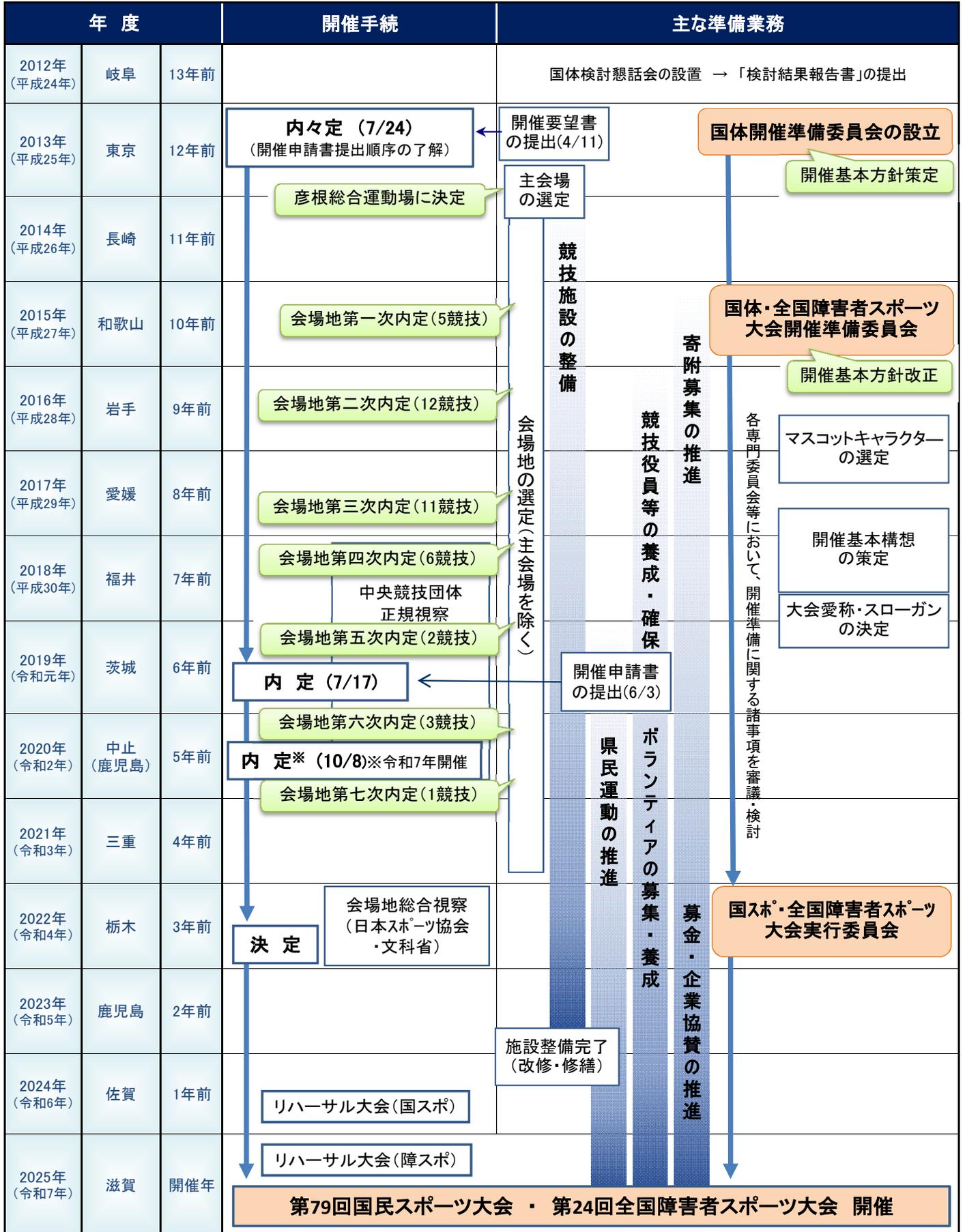
バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)、ソフトボール(知)、グランドソフトボール(身)、フットベースボール(知)、バレーボール(身、知、精)、サッカー(知)

<オープン競技> (開催県と日本パラスポーツ協会および文部科学省の協議で決定)

知的障害者バドミントン、スポーツウエルネス吹矢、ゴールボール



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備スケジュール



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 組織図

(令和3年8月現在)

事務局: 県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会課

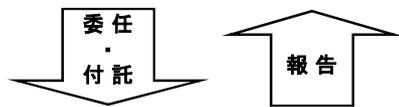
総 会

- 各年度の事業計画・予算、事業報告・決算等の審議
 - 常任委員会への委任事項の決定
 - 大会開催基本方針の決定
 - 特別委員会の設置
- 【年1回開催】



常 任 委 員 会

- 総会からの委任事項(各基本方針や計画等)の審議・決定
 - 専門委員会の設置、委任・付託事項の決定
- 【年数回開催】



専 門 委 員 会

- 常任委員会からの付託事項の審議・(案)の策定
 - 常任委員会からの委任事項の審議・決定
- 【年数回開催】



特 別 委 員 会

【必要に応じ開催】

子ども・若者参画
(ジュニア・ユース チーム)

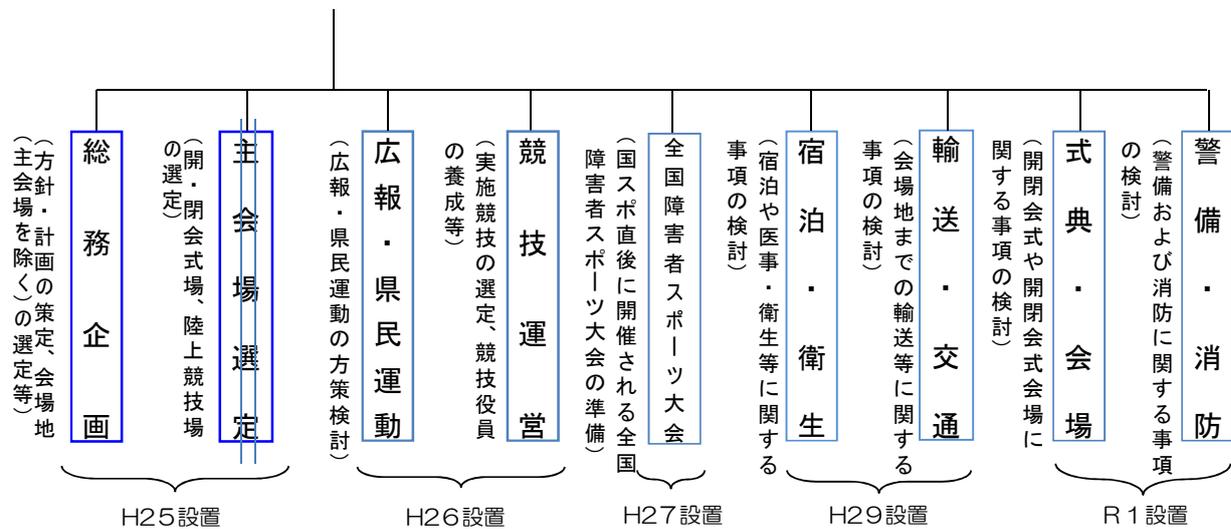
} H25 設置

- 子ども・若者の視点や考えを反映
- 調査、提言等

募金・協賛推進

} H26 設置

- 募金・協賛の推進



総 会	<p>会長(知事)、副会長9名(県議会議長、副知事、県スポーツ協会会長、県障害者スポーツ協会会長、県教育委員会教育長、市長会会長、町村会会長、滋賀経済団体連合会会長)、顧問6名(県選出国會議員)、参与57名(県議會議員、県教育委員会委員、報道各社代表)、委員264名(各市町長、各市町議會議長、各関係機関・団体の長、県部長級職員、県警本部長等)、監事3名(県会計管理者、市町会計管理者の代表)</p> <p style="text-align: right;">合計 340名</p>
常任委員会	<p>委員長(会長)、副委員長9名(副会長)、常任委員73名(県議会副議長・関係委員会委員長、各市町長、主要機関・団体の長)</p> <p style="text-align: right;">合計 83名</p>
子ども・若者参画特別委員会	県内の子ども・若者から公募等により選任
募金・協賛推進特別委員会	経済・社会分野、スポーツ分野等から選任
各専門委員会	各々の設置目的に応じ選任

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会 構成図

令和3年8月現在

<p>会長 (1名) 知事</p>	<p>副会長 (9名) 県議会議長、副知事、(公財)滋賀県スポーツ協会会長、県障害者スポーツ協会会長、市長、市長、町村会長、滋賀経済団体連合会会長</p>
<p>顧問 (6名) 県選出国會議員</p>	<p>参与 (57名) 県議會議員(副会長・委員以外)、県教育委員会委員(副会長・委員以外)、報道各社代表</p>
<p>委員 (264名) ※Oは常任委員(73名) ※Oは選任委員(191名)</p>	<p>※委員総数としては、委員のうちから選任された副会長9名を含めた273名</p>
<p>県議會議員 (7名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県私立幼稚園協会会長 滋賀県公立幼稚園協会会長 滋賀県私立幼稚園協会会長 滋賀県公立幼稚園協会会長 滋賀県私立幼稚園協会会長 滋賀県公立幼稚園協会会長 滋賀県私立幼稚園協会会長 	<p>学校関係 (20名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県私立幼稚園協会会長 滋賀県公立幼稚園協会会長 滋賀県私立幼稚園協会会長 滋賀県公立幼稚園協会会長 滋賀県私立幼稚園協会会長 滋賀県公立幼稚園協会会長 滋賀県私立幼稚園協会会長
<p>県関係 (17名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部長等 警察本部長 公営企業管理者等 スポーツ推進審議会会長 	<p>スポーツ関係 (89名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県スポーツ協会副会長(5名)・理事長 各郡市体育協会・スポーツ協会(16協会)会長 滋賀県小学校体育連盟会長 滋賀県中学校体育連盟会長 滋賀県高等学校体育連盟会長 滋賀県総合型地域スポーツクラブ連合会会長 滋賀県障害者スポーツ協会副会長(5名) 滋賀県スポーツ少年団本部長 滋賀県レクリエーション協会会長 滋賀県スポーツ指導者協議会会長 滋賀県企業スポーツ振興協議会会長 滋賀県障害者スポーツ指導者協議会会長 スペシャルオリンピックス日本・滋賀会長 各競技団体(5)団体の長
<p>市町関係 (21名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町長(副会長以外) 都市教育委員会連絡協議会会長 町村教育委員会連絡協議会会長 都市教育委員会連絡協議会会長 町村教育委員会連絡協議会会長 	<p>医療・福祉関係 (26名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県医師会会長 滋賀県歯科医師会会長 滋賀県薬剤師会会長 滋賀県獣医師会会長 滋賀県看護協議会会長 滋賀県理学療法士会会長 滋賀県作業療法士会会長 滋賀県言語聴覚士会会長 滋賀県鍼灸マツカージ師会会長 滋賀県柔道整復師会会長 滋賀県病院協会の会長 滋賀県スポーツ医会会長 日本赤十字社滋賀支部長 滋賀県社会福祉協議会会長 滋賀県身体障害者福祉協議会会長 滋賀県精神障害者家族会連合会会長 滋賀県手をつなぐ育成会理事長 滋賀県保育協議会会長 滋賀県健康推進団体連絡協議会会長 滋賀県視覚障害者福祉協議会会長 滋賀県聴覚障害者福祉協議会会長 滋賀県知的ハンディをもの福祉協議会会長 滋賀県精神障害者地域支援事業所協議会会長 滋賀県児童成人福祉施設協議会会長 滋賀県障害者自立支援協議会 滋賀県社会就労事業振興センター
<p>市町議會議員 (19名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市議會議長 市議會議員 	<p>産業・経済関係 (19名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県商工会議所連合会会長 滋賀県商工会連合会会長 滋賀県中小企業団体中央会会長 滋賀県経済同友会代表幹事 (一社)滋賀経済産業協会会長 (公社)びわこびわこエス・エス・エス協会会長 日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長 滋賀県労働組合連合会会長 滋賀県労働組合連合会会長 滋賀県農業協同組合中央会会長 滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長 滋賀県森林組合連合会代表理事会長 滋賀県生活協同組合連合会会長 (公社)滋賀県建設産業団体連合会会長 (一社)滋賀県銀行協会会長 滋賀県信用金庫協会会長 滋賀県信用組合協会会長 滋賀県信用組合協会会長 滋賀県信用組合協会会長
<p>関係 (4名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿運輸局滋賀運輸支局長 近畿地方整備局滋賀国道事務所長 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長 自衛隊滋賀地方協力本部長 	<p>通信・運輸・交通関係 (15名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 西日本電信電話(株)滋賀支店長 (株)NTTドコモ関西支社滋賀支店長 KDDI(株)理事 関西総支社長 ソフトバンク株式会社CSR統括部地域CSR部参与 西日本旅客鉄道(株)執行役員近畿統括本京都支社長 近江鉄道(株)代表取締役社長 京阪電気鉄道(株)執行役員大津鉄道部長 信濃高原鉄道(株)代表取締役社長 西日本高速道路(株)執行役員関西西支社長 中日本高速道路(株)執行役員名古屋名古屋支社長 (一社)滋賀県バス協会会長 (一社)滋賀県タクシー協会会長 (一社)滋賀県トラック協会会長 滋賀県旅客船協会会長 (公財)滋賀県交通安全協会会長
<p>監事 (3名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県会計管理者 市会計管理者代表 町会計管理者代表 	<p>宿泊・観光・衛生関係 (5名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県旅行業協会会長 滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 滋賀県食品衛生協会会長 滋賀県栄養士会会長 滋賀県調理師会会長
<p>計 340名</p>	<p>計 340名</p>

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で令和7年(2025年)に開催する第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力を更に高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

(2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

(3) 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

(4) 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

(5) 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

(6) 滋賀の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ、防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

(7) すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡げるとともに、障害のある人もない人もみんなですぽーつを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町内定配置図

高島市
◆国スポ正式競技 (4競技)
ウエイトリフティング、ソフトボール、銃剣道、高校野球(軟式)【特別競技】
◆国スポデモンストレーションスポーツ (1競技)
里湖で地域を結ぶウォーキング
◆障スポ正式競技 (1競技)
ソフトボール

大津市
◆国スポ正式競技 (12競技)
サッカー、テニス、ボート、体操(体操競技、新体操、トランポリン)、バスケットボール、セーリング、フェンシング、バドミントン、ライフル射撃(センター・ファイア・ピストル)、カヌー(スラローム、ワイルドウォーター)、空手道、高校野球(硬式)【特別競技】
◆国スポデモンストレーションスポーツ (4競技)
スポーツ拳法、スリースマイルゴルフ、百人一首競技かるた、ラジオ体操第3
◆障スポ正式競技 (2競技)
バスケットボール、車いすバスケットボール
◆障スポオープン競技 (1競技)
スポーツウエルネス吹矢

守山市
◆国スポ正式競技 (4競技)
サッカー、バレーボール、軟式野球、ソフトボール
◆国スポ公開競技 (1競技)
エアロビック
◆障スポ正式競技 (1競技)
サッカー
◆障スポオープン競技 (1競技)
ゴールボール

草津市
◆国スポ正式競技 (5競技)
水泳(競泳、飛込、アーティスティックスイミング、水球)、バレーボール、バスケットボール、軟式野球、ソフトボール
◆国スポ公開競技 (1競技)
バウンドテニス
◆国スポデモンストレーションスポーツ (3競技)
ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢
◆障スポ正式競技 (2競技)
水泳、バレーボール(精)

栗東市
◆国スポ正式競技 (2競技)
レスリング、ゴルフ
◆国スポ公開競技 (1競技)
パワーリフティング
◆国スポデモンストレーションスポーツ (3競技)
スローイングピッチャー、スポーツチャンバラ、ビリヤード

湖南市
◆国スポ正式競技 (1競技)
剣道
◆国スポデモンストレーションスポーツ (1競技)
キンボール
◆障スポ正式競技 (1競技)
バレーボール(知)

滋賀県(県外開催)
【所在地】京都府向日市
◆国スポ正式競技 (1競技)
自転車(トラック・レース)

長浜市
◆国スポ正式競技 (5競技)
水泳(オープンウォータースイミング)、バレーボール(ビーチバレーボール)、ソフトテニス、相撲、柔道、ゲートボール
◆国スポ公開競技 (1競技)
ユニカール
◆国スポデモンストレーションスポーツ (1競技)
フットベースボール

米原市
◆国スポ正式競技 (1競技)
ホッケー
◆国スポデモンストレーションスポーツ (2競技)
フットサル、ユニホック

彦根市
◆国スポ正式競技 (4競技)
陸上競技、ハンドボール、弓道、なぎなた
◆障スポ正式競技 (1競技)
陸上競技
◆障スポオープン競技 (1競技)
知的障害者バドミントン

滋賀県、彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町
◆国スポ正式競技 (1競技)
ボウリング
◆障スポ正式競技 (1競技)
ボウリング

愛荘町
◆国スポ正式競技 (1競技)
アーチェリー
◆障スポ正式競技 (1競技)
アーチェリー

東近江市
◆国スポ正式競技 (7競技)
サッカー、ボクシング、軟式野球、ソフトボール、カヌー(スプリント)、ゴルフ自転車(ロード・レース)
◆障スポ正式競技 (1競技)
グランドソフトボール

近江八幡市
◆国スポ正式競技 (4競技)
バレーボール、ハンドボール、軟式野球、トライアスロン
◆国スポ公開競技 (1競技)
綱引
◆国スポデモンストレーションスポーツ (1競技)
ウォーキング
◆障スポ正式競技 (1競技)
バレーボール(身)

日野町
◆国スポ正式競技 (1競技)
軟式野球

竜王町
◆国スポ正式競技 (1競技)
スポーツクライミング

滋賀県
◆国スポ正式競技 (1競技)
ラグビーフットボール

甲賀市
◆国スポ正式競技 (4競技)
サッカー、軟式野球、ゴルフ、高校野球(軟式)【特別競技】
◆国スポ公開競技 (1競技)
グラウンド・ゴルフ
◆国スポデモンストレーションスポーツ (2競技)
ソフトバレーボール、カローリング
◆障スポ正式競技 (2競技)
フライングディスク、ポッチャ

野洲市
◆国スポ正式競技 (2競技)
バスケットボール、卓球
◆国スポ公開競技 (1競技)
武術太極拳
◆国スポデモンストレーションスポーツ (1競技)
スポーツ鬼ごっこ
◆障スポ正式競技 (1競技)
卓球(サウンドテーブルテニス含む)

※未定 国スポ正式競技2競技・・・馬術、ライフル射撃(センター・ファイア・ピストル以外)

第79回国民スポーツ大会 正式競技・特別競技 競技別内定状況

No	競技名		市町名			開催予定施設	種別
			所在地		準備運営		
			所在地	準備運営			
	開・閉会式		彦根市		(仮称)金亀公園陸上競技場		
1	陸上競技		彦根市		(仮称)金亀公園陸上競技場	全種別	
2	水泳	競泳	草津市		(仮称)草津市立プール	全種別	
		飛込					
		水球					
		アーティスティックスイミング*					少年女
		オープンウォータースイミング*	長浜市	長浜市南浜町地先特設会場	全種別		
3	サッカー	東近江市		東近江市総合運動公園布引陸上競技場 京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド	成年男		
		大津市		皇子山総合運動公園陸上競技場 伊香立公園芝生グラウンド	少年女		
		甲賀市	大津市 甲賀市	甲賀市水口スポーツの森陸上競技場	少年女		
		守山市		野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	少年男		
4	テニス		大津市	大石緑地スポーツ村テニスコート	全種別		
5	ボート		大津市	関西みらいローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場)	全種別		
6	ホッケー		米原市	OSPホッケースタジアム (県立伊吹運動場) 米原市伊吹第1グラウンド	全種別		
7	ボクシング		東近江市	東近江市能登川アリーナ	全種別		
8	バレー ボール	6人制		草津市	草津市立総合体育館 YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)	成年男 成年女	
				近江八幡市		近江八幡市立運動公園体育館	少年男
				守山市		守山市民体育館	少年女
		ビーチバレーホール		長浜市	長浜市豊公園自由広場特設会場	全種別	

No	競技名		開催予定施設			種別
			市町名		開催予定施設	
			所在地	準備運営		
9	体操	競技	大津市	滋賀アリーナ	全種別	
		新体操	大津市	滋賀アリーナ	少年女 少年男	
		トランポリン	大津市	滋賀アリーナ	全種別	
10	バスケットボール		大津市	滋賀アリーナ	成年男 少年男	
			野洲市	野洲市総合体育館	成年女	
			草津市	YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)	少年女	
11		レスリング	栗東市	栗東市民体育館	全種別	
12		セーリング	大津市	大津市柳が崎特設セーリング会場	全種別	
13		ウエイトリフティング	高島市	県立安曇川高等学校体育館	全種別	
14	ハンドボール		彦根市	彦根市スポーツ・文化交流センター 彦総グリーンアリーナ (彦根総合高等学校体育館)	成年男 成年女 少年女	
			近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館 あづちマリエート	少年男 少年女	
15	自転車	トラック・レース	京都府向日市	向日町競輪場	全種別	
		ロード・レース	東近江市	東近江市特設ロードレースコース	全種別	
16		ソフトテニス	長浜市	長浜市民庭球場	全種別	
17		卓球	野洲市	野洲市総合体育館	全種別	
18	軟式野球		近江八幡市	近江八幡市立運動公園野球場	成年男	
			草津市	草津グリーンスタジアム		
			守山市	守山市民球場		
			甲賀市	甲賀市民スタジアム		
			東近江市	東近江市ひばり公園湖東スタジアム		
			日野町	大谷公園野球場		
19		相撲	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	全種別	
20		馬術				
21		柔道	長浜市	長浜伊香ツインアリーナ	全種別	
22	ソフトボール		東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	成年男	
			高島市	高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド	成年女	
			草津市	野村公園グラウンド	少年男	
			守山市	守山市民運動公園ソフトボール場 守山市民球場	少年女	
23		フェンシング	大津市	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別	

No	競技名		開催予定施設			種別
			市町名		開催予定施設	
			所在地	準備運営		
24	バドミントン		大津市		滋賀アリーナ	全種別
25	弓道		彦根市		彦根市スポーツ・文化交流センター	全種別
26	ライフル 射撃	センター・ファイア・ピストル	大津市		滋賀県警察学校射撃場	全種別
		センター・ファイア・ピストル 以外				
27	剣道		湖南市		湖南市総合体育館	全種別
28	スポーツ ツクリ ミング	リード	竜王町		竜王町総合運動公園	全種別
		ボルダリング				
29	ラグビーフットボール		野洲市	滋賀県	滋賀県希望が丘文化公園	全種別
30	カヌー	スプリント	東近江市		東近江市能登川水車とカヌーランド	全種別
		スラローム ワイルドウォーター	大津市		瀬田川特設カヌー会場	全種別
31	アーチェリー		愛荘町		愛荘町スポーツセンター 秦荘グラウンド	全種別
32	空手道		大津市		ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別
33	銃剣道		高島市		新旭体育館	全種別
34	なぎなた		彦根市		パナソニック株式会社アプライアンス社彦根工場多目的ホール	全種別
35	ボウリング		彦根市	滋賀県 彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	ラピュタボウル彦根	全種別
36	ゴルフ		栗東市		琵琶湖カントリー倶楽部	成年男
			甲賀市		ベアズパウ ジャパン カントリークラブ	少年男
			東近江市		名神八日市カントリー倶楽部	女子
37	トライアスロン		近江八幡市		近江八幡市特設トライアスロン会場	全種別
38	高等 学校 野球	硬式	大津市		皇子山総合運動公園野球場	—
		軟式	甲賀市		甲賀市民スタジアム	—
			高島市		高島市今津総合運動公園今津スタジアム	

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第79回国民スポーツ大会 公開競技 競技別内定状況

No	競技名			
		市町名	開催予定施設	種別
1	綱引	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	全種別
2	ゲートボール	長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	全種別
3	武術太極拳	野洲市	野洲市総合体育館	全種別
4	パワーリフティング	栗東市	栗東市民体育館	全種別
5	グラウンド・ゴルフ	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	全種別
6	バウンドテニス	草津市	YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)	全種別
7	エアロビック	守山市	守山市民体育館	全種別

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の変更等が生じる場合がある。

第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ 実施競技選択および会場地市町内定状況

番号	実施競技	主管団体名	市町名	開催予定施設
1	スポーツ拳法	滋賀県スポーツ拳法連盟	大津市	皇子が丘公園体育館
2	スリースマイルゴルフ	大津市スポーツ推進委員協議会		和邇市民運動広場グラウンド
3	百人一首競技かるた	大津あきのた会		滋賀県立武道館
4	ラジオ体操第3 (初代・二代目)	大津市スポーツ協会		皇子が丘公園体育館
5	ユニカール	長浜市スポーツ推進委員会	長浜市	長浜伊香ツインアリーナ
6	ウォーキング	近江八幡市スポーツ推進委員会	近江八幡市	西の湖一帯
7	ノルディック・ウォーク	滋賀県ノルディック・ウォーク連盟	草津市	草津川跡地公園de愛ひろば
8	インディアカ	滋賀県インディアカ協会 草津市インディアカ協会		YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)
9	スポーツウエルネス 吹矢	滋賀県スポーツウエルネス 吹矢協会		YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)
10	スローイングビンゴ	ジャパンスローイングビンゴ協会	栗東市	栗東市民体育館
11	スポーツチャンバラ	滋賀県スポーツチャンバラ協会		栗東市民体育館
12	ビリヤード	滋賀県ビリヤード協会		BILLIARDS SO ULWOOD ShotGun

13	ソフトバレーボール	滋賀県ソフトバレーボール 連盟	甲賀市	甲賀市水口体育館
14	カローリング	甲賀市総合型地域スポーツ クラブ連絡協議会		甲賀市水口体育館
15	スポーツ鬼ごっこ	特定非営利活動法人YAS Uほほえみクラブ	野洲市	野洲市野洲川河川公園
16	キンボール	湖南市スポーツ推進委員会	湖南市	湖南市総合体育館
17	里湖で地域を結ぶ ウォーキング	高島市スポーツ推進委員会	高島市	高島市内
18	フットサル	B I G - B R E A T H	米原市	B I G - B R E A T Hイブキ サッカースタジアム
19	ユニホック	滋賀県ホッケー協会		OSPホッケースタジアム (県立伊吹運動場) 米原市伊吹第1グラウンド

第24回全国障害者スポーツ大会 正式競技 競技別内定状況

No	競技名	市町名			開催予定施設	障害区分
		所在地		準備運営		
		所在地	準備運営			
1	開閉会式、陸上競技	彦根市	滋賀県 彦根市	(仮称)金亀公園陸上競技場	身・知	
2	水泳	草津市	滋賀県 草津市	(仮称)草津市立プール	身・知	
3	アーチェリー	愛荘町	滋賀県 愛荘町	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	身	
4	卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	野洲市	滋賀県 野洲市	野洲市総合体育館	身・知・精	
5	フライングディスク	甲賀市	滋賀県 甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	身・知	
6	ボウリング	彦根市	滋賀県 彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	ラピュタボウル彦根	知	
7	ボッチャ	甲賀市	滋賀県 甲賀市	甲賀市水口体育館	身	
8	バスケットボール	大津市	滋賀県 大津市	滋賀アリーナ	知	
9	車いすバスケットボール	大津市	滋賀県 大津市	滋賀アリーナ	身	
10	ソフトボール	高島市	滋賀県 高島市	高島市今津総合運動公園 第1グラウンド・第2グラウンド	知	
11	グラウンドソフトボール	東近江市	滋賀県 東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	身	
12	バレーボール	近江八幡市	滋賀県 近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	身	
		湖南市	滋賀県 湖南市	湖南市総合体育館	知	
		草津市	滋賀県 草津市	草津市立総合体育館	精	
13	サッカー	守山市	滋賀県 守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク)	知	
14	フットベースボール	長浜市	滋賀県 長浜市	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	知	

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

**第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技
実施競技選択および会場地市町内定状況**

番号	実施競技	主管団体名	市町名	開催予定施設
1	知的障害者 バドミントン	スペシャルオリンピックス日 本・滋賀	彦根市	彦根市スポーツ・文 化交流センター
2	スポーツウエルネス 吹矢	滋賀県スポーツウエルネス吹矢 協会	大津市	皇子が丘公園体育館
3	ゴールボール	滋賀県ゴールボール協会	守山市	守山市民体育館

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 宿泊・衛生専門委員会について

1 委員会の位置づけ

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会における宿泊・衛生分野に関することについて、常任委員会から付託または委任された事項を専門的見地から検討する。

2 付託事項・委任事項

付託事項

- 1 宿泊の基本的事項に関すること。
- 2 医事・衛生の基本的事項に関すること。
- 3 その他宿泊および医事・衛生に係る重要な事項に関すること。

委任事項

- 1 宿泊業務に関すること。
- 2 標準献立および食品調達に関すること。
- 3 医療救護および防疫に関すること。
- 4 食品衛生および環境衛生に関すること。
- 5 馬事衛生に関すること。
- 6 その他宿泊および医事衛生に関すること。

3 委員

別紙「宿泊・衛生専門委員会委員」のとおり

4 経過・今後の予定

平成 30 年度 (開催 7 年前)	○第 1 回宿泊・衛生専門委員会 ・宿泊基本方針、医事・衛生基本方針 審議 ○第 2 回宿泊・衛生専門委員会 ・宿泊基本計画、医事・衛生基本計画 審議 ・部会設置要綱 審議・決定
令和元年度 (開催 6 年前)	○第 3 回宿泊・衛生専門委員会 審議事項等 ・部会設置要綱 改正 ・第 1 次仮配宿の概要について ・転用施設調査・民泊意向調査の結果概要について ・茨城国体における宿泊業務の概要について
令和 2 年度 (開催 5 年前)	○第 4 回宿泊・衛生専門委員会 (書面開催) 報告事項 ・開催延期に伴う宿泊・衛生業務のスケジュールの変更等について ・第 1 次仮配宿について

令和3年度 (開催4年前)	○第5回宿泊・衛生専門委員会（主な審議予定） ・宿泊・衛生専門委員会および部会の再編成について 説明 ・第1次仮配宿実施結果について 報告 ・宿泊施設充足対策要項 審議・決定 ・医療救護要項、防疫対策要項、食品衛生対策要項、環境衛生対策要項 審議・決定
令和4年度以降	毎年1回程度会議を開催

5 部会について

宿泊・衛生業務の範囲は多岐にわたることから、下記のとおり各分野に部会を設置し、より専門的な議論やご意見をいただく。なお、宿泊・衛生専門委員会においては、各部会における審議結果等を踏まえ、ご審議いただく。

○各部会について

●宿泊部会（R3設置）

配宿計画、宿泊施設の充足対策等に係る業務について審議を行う。

●医事・衛生部会（R3設置）

医療救護対策や各種衛生対策に係る業務について審議を行う。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会

宿泊・衛生専門委員会 委員名簿

(順不同:敬称略)

	機関	役職	名前	備考
1	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 為夫	委員長
2	一般社団法人 日本旅行業協会滋賀県地区委員会	委員長	人見 能暢	
3	一般社団法人 滋賀県旅行業協会	副会長	北川 宏	
4	公益社団法人 びわこビジターズビューロー (国内誘客部)	副部長	奥野 仁基	
5	一般社団法人 滋賀県医師会	参与	小西 眞	副委員長
6	一般社団法人 滋賀県薬剤師会	専務理事	岡本 茂胤	
7	公益社団法人 滋賀県看護協会	常務理事	松波 典代	
8	公益社団法人 滋賀県獣医師会	事務局長	佐谷 泰親	今回から 就任
9	一般社団法人 滋賀県食品衛生協会	専務理事	臼居 仁司	今回から 就任
10	公益社団法人 滋賀県栄養士会	会長	澤谷 久枝	
11	一般社団法人 滋賀県調理師会	理事・相談役	小野寺 和徳	
12	滋賀県保健所長会	副会長	嶋村 清志	
13	公益財団法人 滋賀県スポーツ協会	競技力向上担当 次長	山本 将	今回から 就任
14	滋賀県障害者スポーツ協会	副主幹	吉成 永部	
15	滋賀県市長会	事務局長	井上 善治	
16	滋賀県町村会	事務局長	猪飼 隆幸	
17	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課	課長	小竹 茂夫	
18	滋賀県健康医療福祉部感染症対策課	課長	萩原 智行	今回から 就任
19	滋賀県健康医療福祉部薬務課	課長	鷺田 淳	
20	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課	課長	高山 朋子	今回から 就任
21	滋賀県商工観光労働部観光振興局	副局長	村田 昌弥	
22	滋賀県農政水産部畜産課	課長	青木 義和	今回から 就任

平成 30 年(2018 年)5 月 21 日
第 6 回 常 任 委 員 会 決 定
〔 令和元年(2019 年)5 月 17 日
第 7 回 総 会 一 部 改 正 〕

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第 79 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊および食事の提供については、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により行うものとする。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿泊所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等および近隣市町の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められた旅館等は利用しない。

2 配 宿

- (1) 国スポにおける選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議したうえで行う。
障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 選手、監督の配宿は、十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため以下のことに配慮して行う。
 - ① 都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。
 - ② 障スポの選手・監督については、障害特性を配慮する。
 - ③ 競技会場および練習会場までの交通状況を考慮する。
 - ④ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別にする。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会および旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の宿泊業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿舎に関する調査の実施

【国スポ】

選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

【障スポ】

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

(2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

【国スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県と会場地市町が連携し、仮配宿計画（会場地市町ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

【障スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

(4) 宿舎の充足対策

【国スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町が、公共施設等の転用（以下「転用施設」という。）および民家の利用（以下「民泊」という。）ならびに近隣市町の旅館の利用（以下「広域配宿」という。）を行うなど、必要な充足対策を行う。

なお、転用施設の利用や民泊の受け入れおよび広域配宿が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県および会場地市町等による連絡会議を設置する。

【障スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

【国スポ】

県と会場地市町は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

【障スポ】

県は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

【障スポ】

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊料金の決定

【国スポ】

参加者の宿泊料金は、先催県の事例も参考に、県準備（実行）委員会が、旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、その決定は、公益財団法人日本スポーツ協会において行う。

【障スポ】

参加者の宿泊料金は、国スポの宿泊料金を参考にしたうえで、県準備（実行）委員会が、決定する。

3 宿泊本部

各都道府県および会場地市町との連絡を密にし、宿泊の申込み、変更および取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

4 標準献立の作成

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものとする。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

【国スポ】

昼食弁当については、県および会場地市町が、必要に応じて調達斡旋を行う。

【障スポ】

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 接遇講習会の実施

参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実践するため、宿泊業務従事者等を対象に、接遇講習会を実施する。

7 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。